

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 5 月25日提出
【計算期間】	第 4 期（自 平成20年 8 月26日 至 平成21年 2 月25日）
【ファンド名】	アジア・ダイナミック日本株ファンド
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8 階
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
	年 2 回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 4 回	北米	ファミリーファンド
	年 6 回 （ 隔月 ）	欧州	
		アジア	
	年12回 （ 毎月 ）	オセアニア	
	日々	中南米	
不動産投信	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 （ 投資信託証券（株式） ）		中近東 （ 中東 ）	
資産複合 （ ）		エマージング	

収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファミリーファンドとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

属性区分の定義

投資対象 資産	その他資産 （ 投資信託証券（株式） ）	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 2 回	信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象 地域	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

ファンドの特色

ファミリー・ファンド方式により運用を行います。

ファミリー・ファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を親投資信託（マザーファンド）の受益証券に投資し、その実質的な運用を親投資信託にて行う仕組みです。

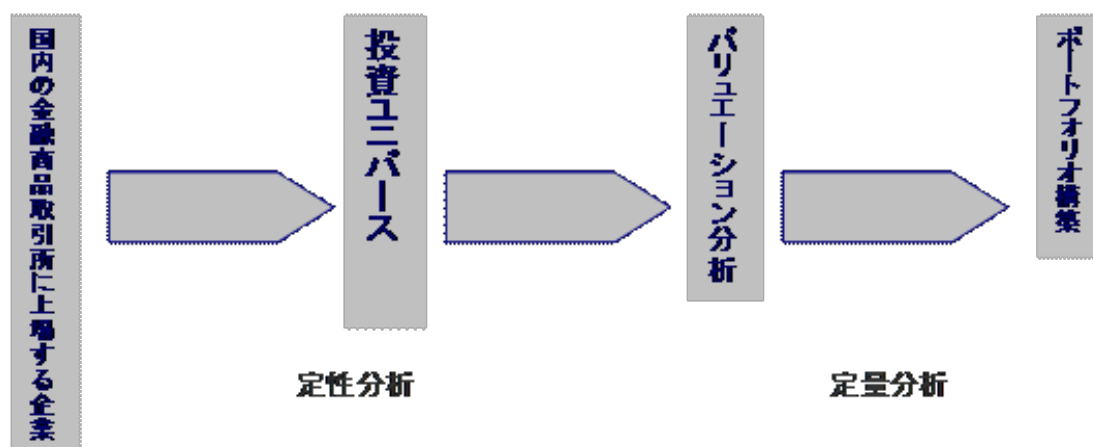
日本株式を主要投資対象とします。

主としてマザーファンド¹への投資を通じて、アジア地域（東アジア、東南アジアおよび南アジア）²の成長を享受することにより、収益を伸ばすことが期待できる日本企業の株式³に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

- 1 アジア・ダイナミック日本株マザーファンド
- 2 日本、北朝鮮およびオセアニア地域を除きます。
- 3 国内の金融商品取引所に上場している株式とします。

また、親投資信託の運用に指図の権限につきましては、アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッドへ委託をします。

アバディーン社の運用プロセス

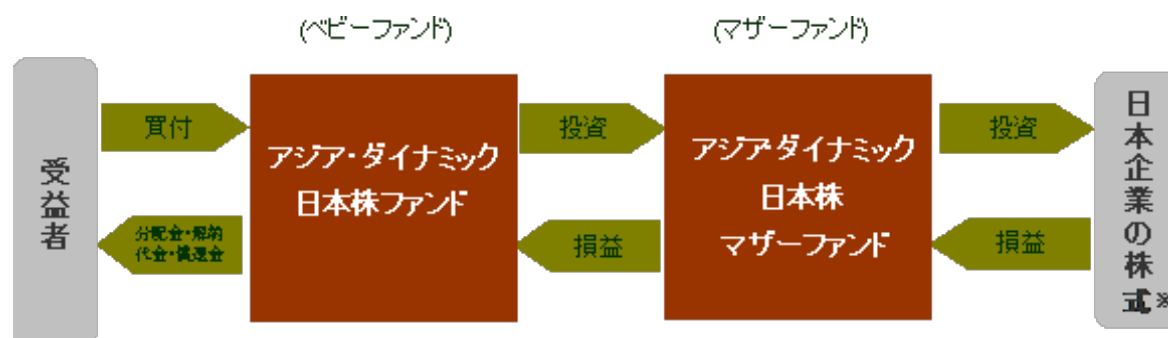


投資対象は日本株式で、定性分析¹と定量分析²の手法を用いてポートフォリオの構築を行います。

- 1 原則として企業訪問を通じて、企業戦略・経営陣・財務状況・経営の透明性・株式利益の重視度合い等を調査し、スクリーニング
- 2 PER、PCFR、時価総額、配当利回り等の指標でスクリーニング

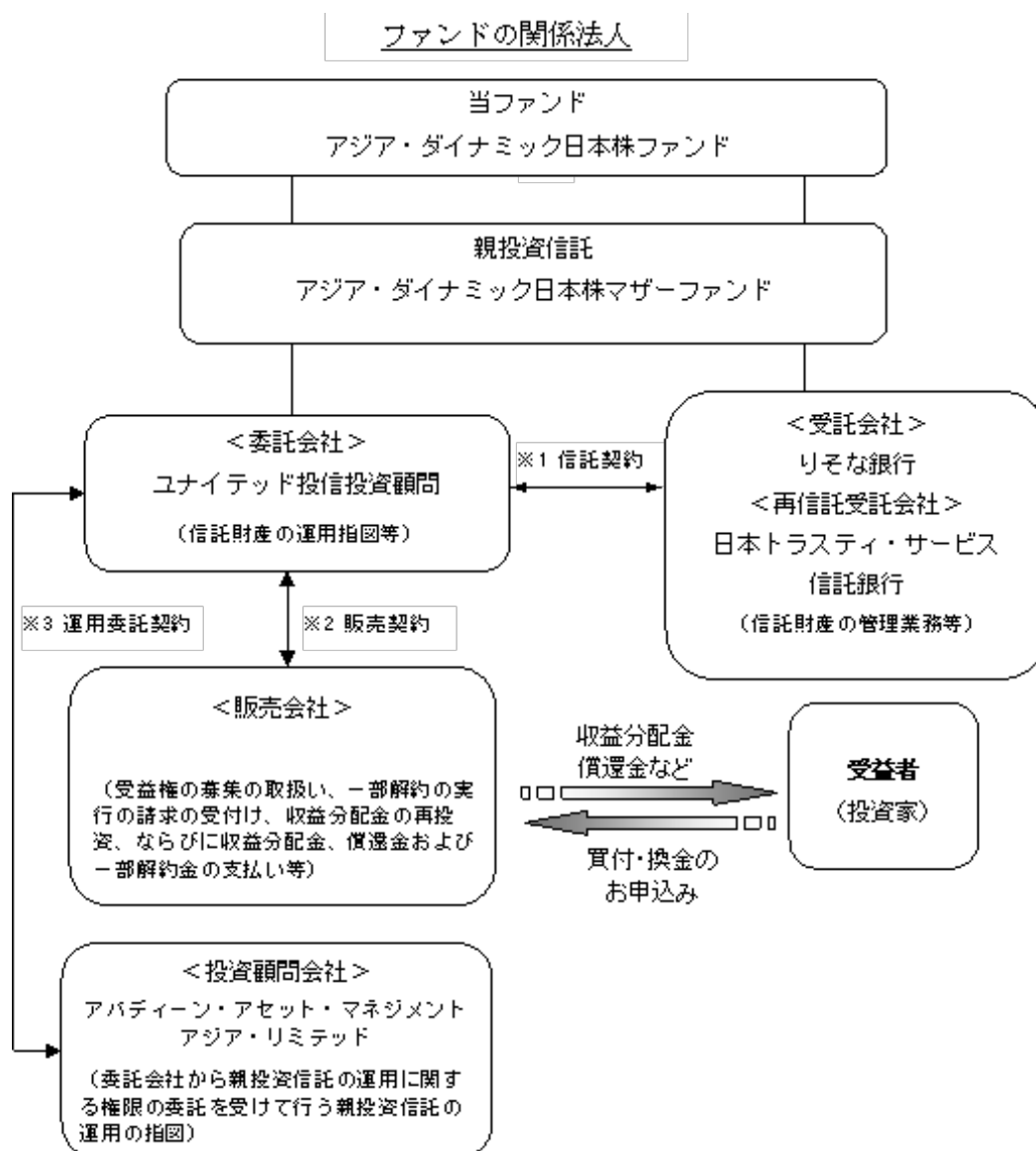
(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



アジア地域（東アジア、東南アジアおよび南アジア）の成長を享受することにより、収益を伸ばすことが期待できる日本企業の株式

ファンドの関係法人



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の運営方法や信託財産の管理方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。
- 3 当ファンドが組入れる親投資信託の運用に関するルールを委託会社と投資顧問会社の間で規定したもの。投資顧問会社が行う投資判断、発注等に関する取り決め等の内容が含まれています。

委託会社等の概況

(A)資本金 10億3,000万円（平成21年3月31日現在）

(B)沿革

平成11年9月17日	米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。
平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得。

平成12年10月6日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年1月20日	投資顧問会社として登録。
平成17年3月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録。

(C) 大株主の状況

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,100株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、親投資信託である「アジア・ダイナミック日本株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。マザーファンドへの投資を通じて、主としてアジア地域（東アジア、東南アジアおよび南アジア）の成長を享受することにより、収益を伸ばすことが期待できる日本企業の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

投資の対象とする有価証券

(a) 委託者は信託金を主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託「アジア・ダイナミック日本株マザーファンド」の受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除きます。）

2．国債証券

- 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．コマーシャル・ペーパー
 - 7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
 - 8．外国または外国法人が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの。
 - 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。）
 - 10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。）
 - 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号に定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 13．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
なお、第1号の証券または証書、第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- (b) 委託者は、信託金を、前(a)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1．預金
 - 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3．コール・ローン
 - 4．手形割引市場において売買される手形
- (c) 前(a)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前(b)第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

「アジア・ダイナミック日本株マザーファンド」

(1)投資方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

(2)投資対象

日本の株式を主要投資対象とします。

(3)投資態度

主として、アジア地域（東アジア、東南アジアおよび南アジア）の成長を享受することにより、収益を伸ばすことが期待できる日本企業の株式に実質的に投資します。

アジアの変革の流れ（経済、制度、国際関係）を捉え、そのダイナミズムの恩恵を受けるビジネス展開（アジアに根ざしたビジネスモデル）を行っている日本企業を選別し、投資します。成長性ととともに株価の相対的割安度も重視した銘柄選択を行います。

運用の指図に関する権限は、アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッドに委託します。

株式の組入れは、高位に維持することを原則とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(4)投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権付証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。

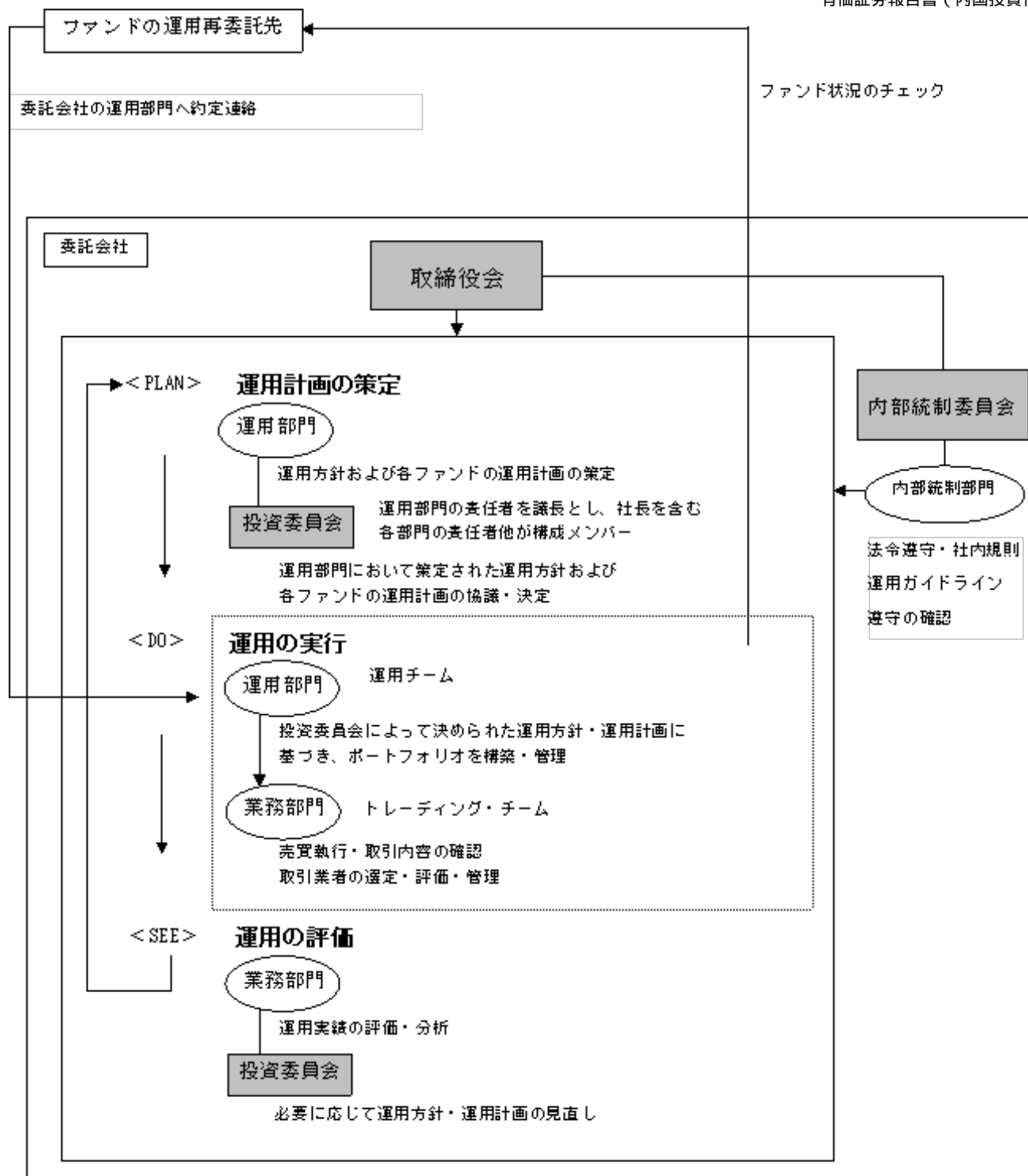
スワップ取引は約款第22条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程

・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（４名程度）、顧客とのリレーションを担当する顧客部門（７名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等を作成担当する企画部門（６名程度）、ファンド計理・運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）・トレーディングを担当する業務部門（８名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（２名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

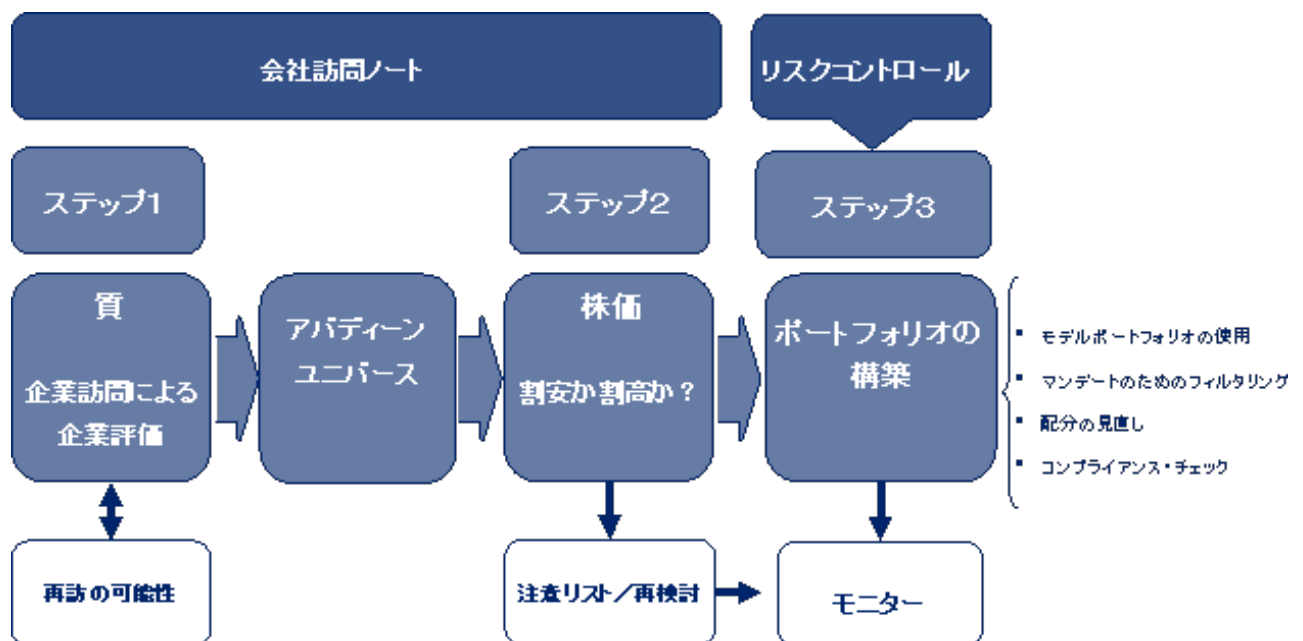
ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

ファンドの運用を再委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に基づき、再委託先運用会社の運用能力のみならず、信用力、業務執行能力などについても定期的なモニタリングによる調査を行い、自社運用ファンドと同様に当社がすべての受託者責任を果たすことができる体制を整えております。

上記の運用体制は、平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッドの運用体制



上記の運用体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

年2回の決算日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り分配を行います。

- (A) 毎決算毎に収益分配方針に基づいて分配します。ただし、基準価額水準・市況動向等・分配対象収益の水準によっては、分配を行わないこともあります。
- (B) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます）の全額とします。
- (C) 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (A) 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費にかかる消費税等に相当する金額、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬等および当該信託報酬等にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、当該諸経費にかかる消費税等に相当する金額、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬等および当該信託報酬等にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(5)【投資制限】

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

- (A)投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

- (B)外貨建資産への投資は行いません。（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）

- (C)投資する新株引受権証券等への投資制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限および約款第17条第3項）

新株引受権証券および新株予約権付証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- (D)投資する投資信託証券への投資制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限および約款第17条第4項）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- (E)投資する株式等の範囲（約款第20条）

(a) 委託者が投資することを指図する株式および新株引受権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株引受権証券については、この限りではありません。

(b) 前(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

- (F)同一銘柄の株式等への投資制限（約款第21条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- (G)同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第21条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。

- (H)同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限（約款第22条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当

該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しえないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(I) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の合計額を超えないものとします。

(b) 前(a)の（イ）（ロ）項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(J) 信用取引の指図範囲（約款第23条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前(a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(K) 有価証券先物取引等の運用指図（約款第24条）

(a) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。

(b) 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(L) スワップ取引の運用指図（約款第25条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額

で評価するものとします。

- (d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(M)金利先渡取引の運用指図（約款第26条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(N)資金の借入れ（約款第34条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。但し、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、マザーファンドへの投資等を通じて、実質的に株式や債券などの値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよびマザーファンドの基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式や債券など値動きのある有価証券を組入れますので、当該ファンドが組入れる株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

信用リスク

有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそ

うした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なえない等流動性の影響を受けます。一般に、流動性の低い有価証券は、より高い有価証券に比べ価格変動率が高くなる傾向があります。当ファンドおよびマザーファンドが保有する有価証券等において流動性が損なわれた場合、当ファンドの基準価額はその影響を受け、値下がりする要因となる可能性があります。

デリバティブ取引等のリスク

当ファンドおよびマザーファンドにおいて、デリバティブ取引等を利用することがあります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、当ファンドの基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドが組入れる有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファミリーファンド方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

ファンド運営上のリスク

(A)取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B)信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C)運用の外部委託

マザーファンドにおいて、運用を海外の投資顧問会社に委託しております。当該投資顧問会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A)販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B)受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

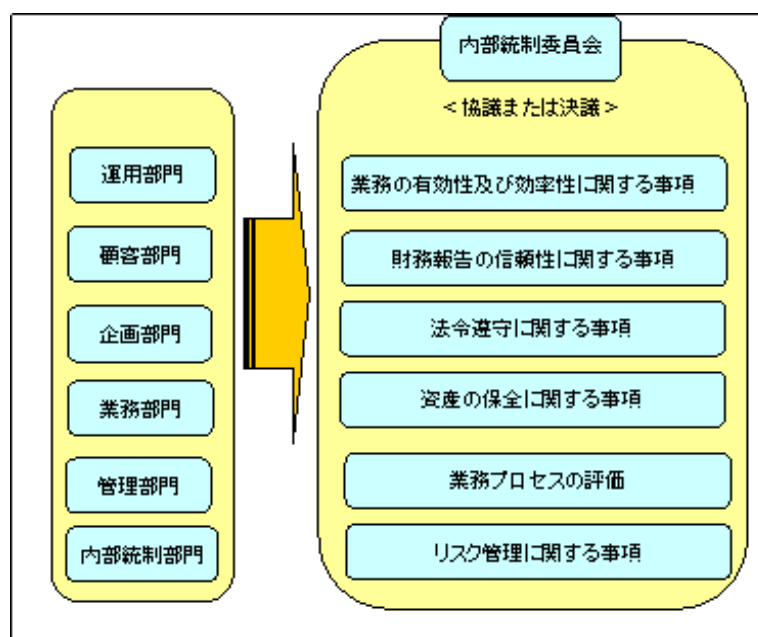
ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記の管理体制は、平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た額（「取得金額」といいます。）に、3.15%（税抜3.00%）の率を上限にして販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得する口数については、手数料はかかりません。自動けいぞく投資契約の取扱いについては、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬等の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

信託報酬

信託財産の純資産総額 × 年1.89%（税抜 年1.80%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年1.2075%	年0.105%	年0.5775%
（税抜 年1.15%）	（税抜 年0.10%）	（税抜 年0.55%）

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者（投資顧問会社）に対する報酬は、委託会社が当ファンドから受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

実績報酬

当ファンドにおいては、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。

実績報酬算出日における実績報酬・分配金控除前の10,000口当たり純資産価額が目標基準価額を超えた場合、その超過額の15.75%（税抜15.00%）が実績報酬となります。

実績報酬算出日とは、2月、5月、8月、11月の各25日（該当日が休業日の場合は翌営業日）をいいます。

目標基準価額とは、過去の実績報酬算出日における最も高い実績報酬控除後・分配金控除前の10,000口当たり純資産価額から分配金累計額を控除した価額をいいます。ただし、信託契約締結日から2007年5月25日の実績報酬算出日までは、1万円とします。

（実績報酬の計算方法）

実績報酬 = [実績報酬算出日の実績報酬・分配金控除前の10,000口当たり純資産価額 - 目標基準価額] × 当該期間中の受益権平均口数 / 10,000 × 15.75%（税抜15.00%）

なお、実績報酬算出日の翌営業日から次回の実績報酬算出日の前営業日までの各営業日においては、未実現実績報酬を上記と同様の計算の方法により日々洗替えし、基準価額に反映いたします。

（実績報酬の配分方法）

信託財産中から委託会社に支弁される実績報酬は、その総額の60%を投資顧問会社に、また、実績報酬算出日における実績報酬・分配金控除前の10,000口当たり純資産価額と販売に係る口数を乗じた額が20億円を上回る販売会社に対しては当該販売会社の販売分に対応する実績報酬の20%を配分いたします。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額と

ともに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

- (A) 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、平成21年3月末現在の情報をもとに作成しております。税法の改正等により、変更されることがあります。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

5【運用状況】

以下は、平成21年3月31日現在の投資状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券 （アジア・ダイナミック日本株マザーファンド）	日本	1,563,783,503	97.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		43,396,485	2.70
合計（純資産総額）		1,607,179,988	100.00

（参考情報）親投資信託受益証券の投資状況

アジア・ダイナミック日本株マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

株式	日本	1,503,135,200	96.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		60,629,140	3.88
合計（純資産総額）		1,563,764,340	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	アジア・ダイナミック日本株マザーファンド	3,669,991,794	0.4092	1,501,760,643	0.4261	1,563,783,503	97.30

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.30
合計	97.30

(参考情報)

親投資信託受益証券の（アジア・ダイナミック日本株マザーファンド）投資有価証券の主要銘柄株式

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 （株）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	35,100	3,220.00	113,022,000	3,120.00	109,512,000	7.00
2	日本	株式	キヤノン	電気機器	36,300	2,505.00	90,931,500	2,820.00	102,366,000	6.55
3	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	43,600	2,395.00	104,422,000	2,315.00	100,934,000	6.45
4	日本	株式	アマダ	機械	190,000	476.00	90,440,000	518.00	98,420,000	6.29
5	日本	株式	信越化学工業	化学	19,600	4,280.00	83,888,000	4,770.00	93,492,000	5.98
6	日本	株式	ファナック	電気機器	13,800	6,410.00	88,458,000	6,630.00	91,494,000	5.85
7	日本	株式	オムロン	電気機器	78,000	1,073.00	83,694,000	1,157.00	90,246,000	5.77
8	日本	株式	リコー	電気機器	77,000	1,115.00	85,855,000	1,163.00	89,551,000	5.73
9	日本	株式	エフ・シー・シー	輸送用機器	76,000	1,003.00	76,228,000	1,012.00	76,912,000	4.92
10	日本	株式	ナブテスコ	機械	111,000	558.00	61,938,000	680.00	75,480,000	4.83
11	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	46,700	1,647.00	76,914,900	1,546.00	72,198,200	4.62
12	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	82,000	882.00	72,324,000	875.00	71,750,000	4.59
13	日本	株式	武蔵精密工業	輸送用機器	68,000	943.00	64,124,000	1,000.00	68,000,000	4.35
14	日本	株式	マニー	精密機器	13,600	4,980.00	67,728,000	4,720.00	64,192,000	4.10
15	日本	株式	マンダム	化学	39,000	1,669.00	65,091,000	1,631.00	63,609,000	4.07

16	日本	株式	シスメックス	電気機器	19,700	2,950.00	58,115,000	3,140.00	61,858,000	3.96
17	日本	株式	ローランド ディー・ジー・	電気機器	44,000	1,164.00	51,216,000	1,198.00	52,712,000	3.37
18	日本	株式	帝国ピストンリング	機械	159,100	295.00	46,934,500	276.00	43,911,600	2.81
19	日本	株式	オプテックス	電気機器	42,400	873.00	37,015,200	824.00	34,937,600	2.23
20	日本	株式	日本高純度化学	化学	131	194,000.00	25,414,000	197,800.00	25,911,800	1.66
21	日本	株式	ローム	電気機器	3,200	4,570.00	14,624,000	4,890.00	15,648,000	1.00

種類別投資比率

種類	国内・外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	電気機器	34.46
		輸送用機器	31.93
		機械	13.93
		化学	11.70
		精密機器	4.10
合計			96.12

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年3月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期末純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 （円） （分配落）	純資産総額 （円） （分配付）	1口当たり 純資産額 （円） （分配落）	1口当たり 純資産額 （円） （分配付）
第1期	（平成19年8月28日）	9,504,465,340	9,504,465,340	0.9349	0.9349
第2期	（平成20年2月25日）	4,891,153,835	4,891,153,835	0.7541	0.7541
第3期	（平成20年8月25日）	3,023,985,177	3,023,985,177	0.6613	0.6613
第4期	（平成21年2月25日）	1,584,371,283	1,584,371,283	0.4053	0.4053
	平成20年3月末日	4,177,603,247	-	0.6633	-
	平成20年4月末日	4,115,359,913	-	0.7301	-
	平成20年5月末日	4,354,211,699	-	0.7839	-
	平成20年6月末日	3,867,717,233	-	0.7416	-
	平成20年7月末日	3,205,469,405	-	0.6827	-

平成20年 8 月末日	3,023,167,987	-	0.6657	-
平成20年 9 月末日	2,491,459,826	-	0.5626	-
平成20年10月末日	2,004,409,377	-	0.4564	-
平成20年11月末日	1,762,058,459	-	0.4107	-
平成20年12月末日	1,657,821,710	-	0.4043	-
平成21年 1 月末日	1,548,036,527	-	0.3935	-
平成21年 2 月末日	1,587,491,857	-	0.4075	-
平成21年 3 月末日	1,607,179,988	-	0.4214	-

【分配の推移】

計算期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 期	0.0000
第 2 期	0.0000
第 3 期	0.0000
第 4 期	0.0000

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第 1 期	6.5
第 2 期	19.3
第 3 期	12.3
第 4 期	38.7

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年2月28日 信託約款締結、ファンド設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

- (1) お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
ただし、シンガポールの銀行休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。
- (2) ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) 自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。
- (4) お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせ下さい。
- (5) 取得申込金額は、お申込み受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。
- (2) 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に

において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (3) 一部解約の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の申込の受け付けを取扱いいたしません。

- (4) 一部解約の価額は、一部解約の請求受付日の基準価額とします。なお、受益者の1口あたりのお受取り金額は、当該一部解約の価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5) 一部解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午（半休日の場合は午前10時）までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

基準価額の照会方法については、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額¹を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

1 信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表

されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月26日から8月25日まで、8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約

- (A) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B) 委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (C) 上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (D) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述 信託約款の変更 (E)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述 信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記（C）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎計算期末に対象期間の運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヶ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。
- (C) 委託会社と投資顧問会社との間で締結されるマザーファンドにおける運用の再委託の契約期間は、マザーファンドの信託期間と同じです。ただし、当該契約のいずれかの当事者も、30日前の書面の通知をもって、当該契約の解約ができます。また、当該契約は、当事者の合意により変更されることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社が指定する日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成20年2月26日から平成20年8月25日まで）及び第4期計算期間（平成20年8月26日から平成21年2月25日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表等】

アジア・ダイナミック日本株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 3 期 (平成20年 8 月25日現在)	第 4 期 (平成21年 2 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	157,417,936	75,181,117
親投資信託受益証券	2,908,602,499	1,529,248,327
未収利息	2,134	288
流動資産合計	3,066,022,569	1,604,429,732
資産合計	3,066,022,569	1,604,429,732
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,655,760	-
未払受託者報酬	2,064,761	1,032,778
未払委託者報酬	35,100,898	17,557,128
その他未払費用	1,215,973	1,468,543
流動負債合計	42,037,392	20,058,449
負債合計	42,037,392	20,058,449
純資産の部		
元本等		
元本	4,573,004,580	3,909,530,469
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,549,019,403	2,325,159,186
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	3,023,985,177	1,584,371,283
純資産合計	3,023,985,177	1,584,371,283
負債純資産合計	3,066,022,569	1,604,429,732

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 3 期 自 平成20年 2 月26日 至 平成20年 8 月25日	第 4 期 自 平成20年 8 月26日 至 平成21年 2 月25日
営業収益		
受取利息	312,289	148,285
有価証券売買等損益	467,664,450	1,119,354,172
営業収益合計	467,352,161	1,119,205,887
営業費用		
受託者報酬	2,064,761	1,032,778
委託者報酬	35,100,898	17,557,128
その他費用	1,215,973	1,468,543
営業費用合計	38,381,632	20,058,449
営業損失（ ）	505,733,793	1,139,264,336
経常損失（ ）	505,733,793	1,139,264,336
当期純損失（ ）	505,733,793	1,139,264,336
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	81,308,518	140,505,645
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,594,807,955	1,549,019,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	473,017,030	228,306,803
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	473,017,030	228,306,803
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,803,203	5,687,895
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,803,203	5,687,895
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,549,019,403	2,325,159,186

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期 自 平成20年 2月26日 至 平成20年 8月25日	第4期 自 平成20年 8月26日 至 平成21年 2月25日
有価証券の評価基準および 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価してお ります。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (平成20年 8月25日現在)	第4期 (平成21年 2月25日現在)
1 投資信託財産に係る期首元本額、期 中追加設定元本額および期中一部 解約元本額		
期首元本額	6,485,961,790円	4,573,004,580円
期中追加設定元本額	10,541,500円	9,816,795円
期中一部解約元本額	1,923,498,710円	673,290,906円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を 下回っており、その差額は 1,549,019,403円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を 下回っており、その差額は 2,325,159,186円であります。
3 計算期間末日における受益権の総 数	4,573,004,580口	3,909,530,469口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第3期 自 平成20年 2月26日 至 平成20年 8月25日	第4期 自 平成20年 8月26日 至 平成21年 2月25日
1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部 または一部を委託するために要する費用と して委託者報酬の中から支弁している額	14,748,237円	7,376,911円
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4円	4円
分配準備積立金額	0円	0円
当ファンドの分配対象収益額	4円	4円
当ファンドの期末残存口数	4,573,004,580口	3,909,530,469口
1万口当たり収益分配対象額	0円	0円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 3 期 (平成20年 8 月25日現在)		第 4 期 (平成21年 2 月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	2,908,602,499	388,448,104	1,529,248,327	983,622,092
合計	2,908,602,499	388,448,104	1,529,248,327	983,622,092

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	第 3 期 (平成20年 8 月25日現在)	第 4 期 (平成21年 2 月25日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.6613円 (6,613円)	0.4053円 (4,053円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アジア・ダイナミック日本株 マザーファンド	3,737,166,000	1,529,248,327	
合計			3,737,166,000	1,529,248,327	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「アジア・ダイナミック日本株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は、次の通りです。

アジア・ダイナミック日本株マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年 8 月25日現在)	(平成21年 2 月25日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	64,393,162	37,365,397
株式	2,838,941,300	1,487,637,100
未収配当金	5,244,500	4,393,600
未収利息	873	143
流動資産合計	2,908,579,835	1,529,396,240
資産合計	2,908,579,835	1,529,396,240
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	19,720	13,407
流動負債合計	19,720	13,407
負債合計	19,720	13,407
純資産の部		
元本等		
元本	4,325,702,706	3,737,166,000
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,417,142,591	2,207,783,167
元本等合計	2,908,560,115	1,529,382,833
純資産合計	2,908,560,115	1,529,382,833
負債純資産合計	2,908,579,835	1,529,396,240

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成20年 2 月26日 至 平成20年 8 月25日	自 平成20年 8 月26日 至 平成21年 2 月25日
有価証券の評価基準および 評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は 個別法に基づき、以下のとおり原則として 時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価 証券	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は 個別法に基づき、以下のとおり原則として 時価で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されている有価 証券

	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。	同左 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 ・時価が入手できなかった有価証券 同左
--	--	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成20年 8 月25日現在)	(平成21年 2 月25日現在)
1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 同期中における追加設定元本額 同期中における一部解約元本額 同期末における元本の内訳 アジア・ダイナミック日本株ファンド 計	6,345,141,629円 0円 2,019,438,923円 4,325,702,706円 4,325,702,706円	4,325,702,706円 0円 588,536,706円 3,737,166,000円 3,737,166,000円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,417,142,591円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,207,783,167円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	4,325,702,706口	3,737,166,000口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(平成20年 8 月25日現在)		(平成21年 2 月25日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	2,838,941,300	453,008,649	1,487,637,100	1,016,956,380
合計	2,838,941,300	453,008,649	1,487,637,100	1,016,956,380

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	(平成20年 8 月25日現在)	(平成21年 2 月25日現在)
1口当たり純資産の額	0.6724円	0.4092円
(1万口当たり)	(6,724円)	(4,092円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	信越化学工業	23,100	4,280.00	98,868,000	
	マンダム	39,000	1,669.00	65,091,000	
	日本高純度化学	131	194,000.00	25,414,000	
	アマダ	220,000	476.00	104,720,000	
	ナブテスコ	111,000	558.00	61,938,000	
	帝国ピストンリング	159,100	295.00	46,934,500	
	オムロン	78,000	1,073.00	83,694,000	
	ローランド ディー・ジー・	44,000	1,164.00	51,216,000	
	シスメックス	19,700	2,950.00	58,115,000	
	オプテックス	42,400	873.00	37,015,200	
	ファナック	13,800	6,410.00	88,458,000	
	ローム	3,200	4,570.00	14,624,000	
	キャノン	36,300	2,505.00	90,931,500	
	リコー	77,000	1,115.00	85,855,000	
	トヨタ自動車	35,100	3,220.00	113,022,000	
	武蔵精密工業	68,000	943.00	64,124,000	
	アイシン精機	46,700	1,647.00	76,914,900	
	本田技研工業	43,600	2,395.00	104,422,000	
	ヤマハ発動機	82,000	882.00	72,324,000	
	エフ・シー・シー	76,000	1,003.00	76,228,000	
	マニー	13,600	4,980.00	67,728,000	
合計		1,231,731		1,487,637,100	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は平成21年3月31日現在のファンドの純資産計算書です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,611,504,196 円
負債総額	4,324,208 円
純資産総額（ - ）	1,607,179,988 円
発行済数量	3,813,855,252 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4214 円

（参考情報）

アジア・ダイナミック日本株マザーファンドの純資産額計算書

資産総額	1,563,766,512 円
負債総額	2,172 円
純資産総額（ - ）	1,563,764,340 円
発行済数量	3,669,991,794 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4261 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	11,128,693,469	962,460,431
第2期	194,570,362	3,874,841,610
第3期	10,541,500	1,923,498,710
第4期	9,816,795	673,290,906

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

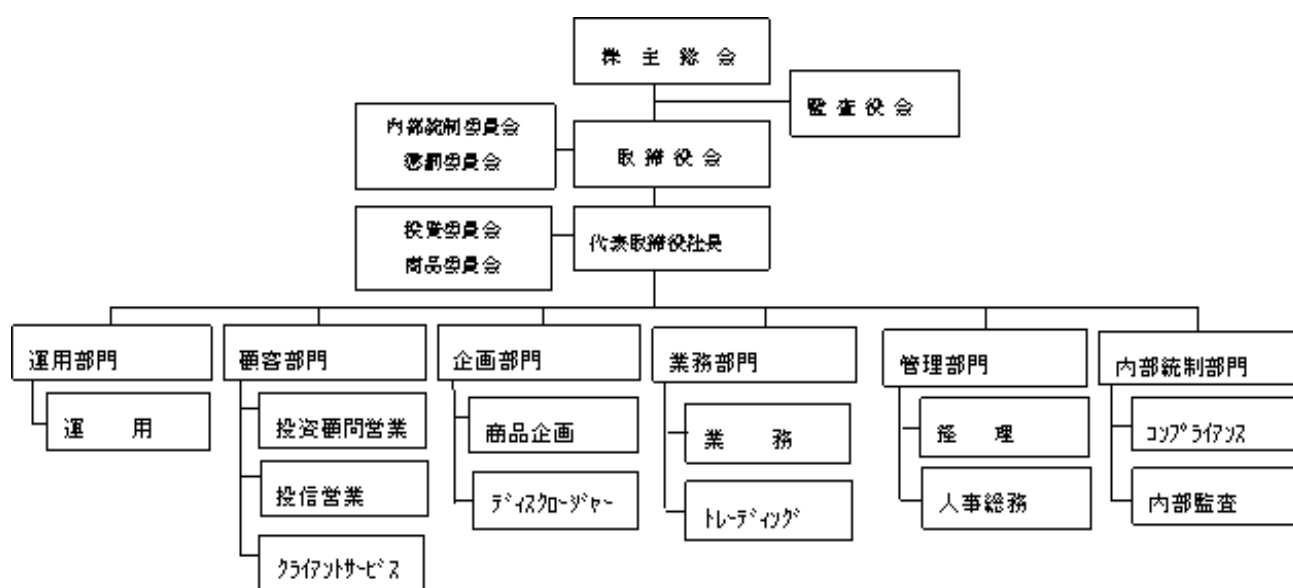
（1）資本金の額等

平成21年3月31日現在の委託会社の資本金の額：	1,030,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,100株
最近5年における資本金の額の増減：	平成16年12月21日に150,000,000円の増資 平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成21年3月31日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年3月31日現在、委託会社が運用する投資信託（総ファンド数44本、純資産総額70,485百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
---------	----	------------

追加型株式投資信託	42	67,757
単位型株式投資信託	2	2,728
合計	44	70,485

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第8期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表についてはあらた監査法人、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

区 分	注記 番号	第8期 (平成19年3月31日現在)			第9期 (平成20年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			127			137	
預金			628,606			755,883	
前払費用			10,219			9,854	
未収委託者報酬			86,366			62,409	
未収収益			61,516			24,182	
立替金			47,753			33,942	
その他			54			6,595	
流動資産計			834,644	92.3		893,005	92.9
固定資産							
有形固定資産			18,541			16,822	
建物附属設備	*1	15,068			12,801		
器具備品	*1	3,472			4,021		
無形固定資産			1,841			1,758	
ソフトウェア	*1	547			464		
電話加入権		1,294			1,294		
投資その他の資産			48,760			50,066	
長期差入保証金		48,760			47,760		
長期前払費用		-			2,306		
固定資産計			69,143	7.7		68,648	7.1
資産合計			903,787	100.0		961,653	100.0
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(負債の部)				%			%
流動負債							

預り金			18,726			15,170	
未払金			46,521			60,001	
未払手数料		43,715			31,358		
その他未払金		2,805			28,643		
未払費用			22,690			3,778	
未払委託調査費			167,461			78,368	
未払法人税等			2,709			1,637	
未払消費税等			4,850			-	
前受収益			-			355	
賞与引当金			17,000			-	
役員賞与引当金			7,000			1,500	
流動負債計			286,960	31.7		160,811	16.7
固定負債							
退職給付引当金			15,163			-	
長期末払金			-			2,666	
長期前受収益			-			4,868	
固定負債計			15,163	1.7		7,535	0.8
負債合計			302,123	33.4		168,346	17.5

区 分	注記 番号	第8期 (平成19年3月31日現在)			第9期 (平成20年3月31日現在)		
		内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			780,000	86.3		1,030,000	107.1
資本剰余金							
資本準備金		770,000			250,000		
資本剰余金合計			770,000	85.2		250,000	26.0
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		948,335			486,693		
利益剰余金合計			948,335	104.9		486,693	50.6
株主資本合計			601,664	66.6		793,306	82.5
純資産合計			601,664	66.6		793,306	82.5
負債・純資産合計			903,787	100.0		961,653	100.0

(2) 【損益計算書】

				第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日			第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		
区 分			注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営業収益	*1			%			%
		委託者報酬		1,367,689		994,998			
		投資顧問料		114,564		-			
		運用受託報酬		-		109,028			
		その他営業収益		56,770		45,952			
		営業収益計		1,539,023	100.0	1,149,979	100.0		
		営業費用							
		支払手数料		447,225		365,681			
		広告宣伝費		6,035		8,259			
		調査費		543,323		363,208			
		調査費		48,508		46,150			
		委託調査費		493,858		316,269			
		図書費		955		788			
		委託計算費		15,015		1,744			
		営業雑経費		24,770		25,723			
		通信費		5,442		4,882			
		印刷費		17,694		19,478			
		諸会費		1,633		1,363			
		営業費用計		1,036,370	67.3	764,617	66.5		
		一般管理費							
		給料		426,866		419,591			
		役員報酬		36,862		40,684			
		給料・手当		353,198		367,674			
		賞与		2,805		9,733			
		役員賞与		10,000		-			
		賞与引当金繰入額		17,000		-			
		役員賞与引当金繰入額		7,000		1,500			
	租税公課	5,934		3,160					
	不動産賃借料	31,093		32,830					
	退職給付費用	9,689		10,507					
	固定資産減価償却費	4,418		4,055					
	消耗器具備品費	10,181		11,262					
	機器賃借料	67,839		65,736					
	法律専門家報酬	4,400		6,767					
	新人採用費	13,776		18,862					
	諸経費	73,714		95,101					
	一般管理費計	647,916	42.1	667,874	58.0				
	営業損失		145,262	△9.4	282,512	△24.5			
営 業 外 損 益 の 部	営業外収益	*3							
	受取利息		0		0				
	その他営業外収益		2,689		0				
	営業外収益計		2,689	0.2	0	0.0			
	営業外費用	*4							
	為替差損		2,554		3,249				
	株式交付費償却		-		1,817				
その他営業外費用	4,434			1,220					
営業外費用計	6,989	0.5	6,286	0.6					
経常損失		149,562	△9.7	288,798	△25.1				
特 別 損 益 の 部	特別利益								
	賞与引当金戻入		198		1,390				
	特別利益計		198	0.0	1,390	0.1			
	特別損失								
	固定資産除却損		1,453		-				
特別退職加算金		-		20,000					
特別損失計		1,453	0.1	20,000	1.7				
税引前当期純損失		*2		150,817	△9.8		307,407	△26.7	
法人税等				950	0.0		-		
法人税、住民税及び事業税				-			950	0.1	
当期純損失				151,767	△9.9		308,357	△26.8	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高	630,000	620,000	620,000	△796,568	△796,568	453,431	453,431
事業年度中の変動額							
新株の発行	150,000	150,000	150,000			300,000	300,000
当期純損失（△）				△151,767	△151,767	△151,767	△151,767
事業年度中の変動額合計	150,000	150,000	150,000	△151,767	△151,767	148,232	148,232
平成19年3月31日残高	780,000	770,000	770,000	△948,335	△948,335	601,664	601,664

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰余金			
平成 19 年 3 月 31 日残高	780,000	770,000	770,000	△ 948,335	△ 948,335	601,664	601,664
事業年度中の変動額							
当期純損失				△ 308,357	△ 308,357	△ 308,357	△ 308,357
繰越利益剰余金補填		△ 770,000	△ 770,000	770,000	770,000	—	—
新株の発行	250,000	250,000	250,000			500,000	500,000
事業年度中の変動額合計	250,000	△ 520,000	△ 520,000	461,642	461,642	191,642	191,642
平成 20 年 3 月 31 日残高	1,030,000	250,000	250,000	△ 486,693	△ 486,693	793,306	793,306

重要な会計方針

項 目	第8期	第9期
	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	株式交付費 同 左
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。 (2)賞与引当金 従業員賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	(1) _____ (2) _____ (3)役員賞与引当金 同 左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
-------------------------------------	-------------------------------------

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準） 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は601,664千円であります。	
	（固定資産の減価償却の方法） 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
	前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。

追加情報

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
	法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第8期 (平成19年3月31日現在)	第9期 (平成20年3月31日現在)								
*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>5,717千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4,232千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	5,717千円	器具備品	4,232千円	*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>8,504千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,219千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	8,504千円	器具備品	5,219千円
建物附属設備	5,717千円								
器具備品	4,232千円								
建物附属設備	8,504千円								
器具備品	5,219千円								

ソフトウェア	3,479千円	ソフトウェア	3,760千円
--------	---------	--------	---------

(損益計算書関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
*1 役員報酬の限度額は、次の通りです。 取締役 年額 250,000千円 監査役 年額 15,000千円	1 _____
*2 法人税等 法人税等950千円は住民税であります。	2 _____
*3その他営業外収益 調査費戻入 1,287千円 業務処理過誤 860千円 団体保険配当金 506千円 東京法務局取戻利息 19千円 法人税、地方税還付金等 6千円	3 _____
*4その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用を計上した ものであります。	*4その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円

(株主資本等変動計算書関係)

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,500	600	-	3,100
合 計	2,500	600	-	3,100

(注) 平成18年12月7日に、株主割当の方法による新株式600株を発行いたしました。

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000	-	4,100
合 計	3,100	1,000	-	4,100

(注) 平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

(リース取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>器具 備品</td><td>8,969</td><td>5,440</td><td>3,528</td></tr><tr><td>ソフトウ エア</td><td>11,641</td><td>9,121</td><td>2,520</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,610</td><td>14,561</td><td>6,048</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具 備品	8,969	5,440	3,528	ソフトウ エア	11,641	9,121	2,520	合計	20,610	14,561	6,048	<table><tr><th></th><th>取得価額 相当額 (千円)</th><th>減価償却 累計額相 当額 (千円)</th><th>期末残高 相当額 (千円)</th></tr><tr><td>器具 備品</td><td>3,292</td><td>1,143</td><td>2,148</td></tr><tr><td>ソフト ウェア</td><td>8,400</td><td>7,560</td><td>840</td></tr><tr><td>合計</td><td>11,692</td><td>8,703</td><td>2,988</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具 備品	3,292	1,143	2,148	ソフト ウェア	8,400	7,560	840	合計	11,692	8,703	2,988
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
器具 備品	8,969	5,440	3,528																														
ソフトウ エア	11,641	9,121	2,520																														
合計	20,610	14,561	6,048																														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
器具 備品	3,292	1,143	2,148																														
ソフト ウェア	8,400	7,560	840																														
合計	11,692	8,703	2,988																														
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 3,204千円 1 年超 3,137千円 合計 6,341千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 1,432千円 1 年超 1,704千円 合計 3,137千円																																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 4,907千円 減価償却費相当額 4,430千円 支払利息相当額 324千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,218千円 減価償却費相当額 2,921千円 支払利息相当額 168千円																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左																																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同 左																																

(有価証券関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.採用している退職給付制度の概要 当社は平成17年12月31日より従来の確定給付型の退職一時金制度から確定拠出型年金制度に移行しております。 2.退職給付債務に関する事項 <u>退職給付債務</u> 15,163千円 退職給付引当金 15,163千円 (注1)当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法を採用しております。 3.退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 9,689千円 退職給付費用 9,689千円 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。	1.採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出型年金制度を採用しております。 2. _____ 3.退職給付費用に関する事項 <u>確定拠出年金への掛金支払額</u> 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上しております。 4. _____

(税効果会計関係)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 332,103 未払保険料否認 1,263 未払賞与否認 1,141 未払事業税否認 716 賞与引当金否認 6,917 退職給付引当金否認 6,169 その他 481 繰延税金資産小計 348,793	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 129,623 未払保険料否認 598 未払賞与否認 3,961 役員賞与引当金否認 610 未払事業税否認 279 確定退職金未払否認 1,085 減価償却超過額否認 603 繰延税金資産小計 136,762

評価性引当額	(348,793)	評価性引当額	(136,762)
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	-	繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	-	繰延税金資産の純額	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。	

(関連当事者との取引)

第8期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区	2,641百万円	国内外の企業への投資及び経営管理	被所有直接100%	1名	経営管理	株主割当増資	500,000千円	—	—

(1株当たり情報)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	194,085円29銭	1株当たり純資産額	193,489円48銭
1株当たり当期純損失	56,440円05銭	1株当たり当期純損失	89,743円15銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 151,767千円 普通株式に係る当期純損失 151,767千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 2,689株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株	

(重要な後発事象)

第8期 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	第9期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当社は、平成19年6月20日開催の定時株主総会において、欠損填補のための資本準備金の減少を決議しました。これは、今後の財務基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越欠損金を填補するためのものです。 1. 減少する資本準備金の額 770,000千円 2. 資本準備金減少のスケジュール 定時株主総会決議日 平成19年6月20日 効力発生日 平成19年6月29日	当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。 1. 減少する資本準備金の額 250,000千円 2. 資本準備金減少のスケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

1. 中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

区 分	注記 番号	第10期中間会計期末		
		平成20年9月30日		
		内 訳 (千 円)	金 額 (千 円)	構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
現金			249	
預金			597,488	
前払費用			13,099	
未収委託者報酬			72,740	
未収収益			20,903	
立替金			25,992	
未収消費税等			1,710	
流 動 資 産 計			732,184	94.4
固定資産				
有形固定資産			17,054	
建物附属設備	*1	11,671		
器具備品	*1	3,508		
リース資産	*1	1,874		
無形固定資産			1,657	
ソフトウェア	*1	363		
電話加入権		1,294		
投資その他の資産			24,655	
長期差入保証金		22,760		
長期前払費用		1,894		
固 定 資 産 計			43,367	5.6
資 産 合 計			775,551	100.0

区 分	注記 番号	内 訳 (千円)	金 額 (千円)	構成比 (%)
（負債の部）				
流動負債				
預り金			11,435	
未払金			40,725	
未払手数料		23,143		
その他未払金		17,581		
リース債務			549	
未払費用			1,937	
未払委託調査費			65,410	
未払法人税等			1,819	
前受収益			815	
流 動 負 債 計			122,693	15.9
固定負債				

リース債務			1,427	
長期未払金			2,666	
長期前受収益			3,999	
固 定 負 債 計			8,093	1.0
負 債 合 計			130,786	16.9
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			1,030,000	132.8
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		385,235		
利益剰余金計			385,235	49.7
株主資本合計			644,764	83.1
純資産合計			644,764	83.1
負債・純資産合計			775,551	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 1 0 期 (自 平成 2 0 年 4 月 1 日 至 平成 2 0 年 9 月 3 0 日)		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	百分比
営業収益				%
委託者報酬			324,109	
運用受託報酬			42,665	
投資兼業報酬			7,319	
営業収益計			374,094	100.0
営業費用				
支払手数料			125,604	
広告宣伝費			1,160	
調査費			103,997	
調査費		22,945		
委託調査費		80,689		
図書費		361		
委託計算費			880	
営業雑経費			8,475	
通信費		2,345		
印刷費		5,189		
諸会費		940		
営業費用計			240,116	64.2
一般管理費				
給料			158,387	
役員報酬		11,742		
給料・手当		145,754		
賞与		891		
租税公課			1,551	
不動産賃借料			17,035	
退職給付費用			4,256	
固定資産減価償却費	*1		2,728	
消耗器具備品費			2,532	
機器賃借料			33,286	
新人採用費			2,250	
諸経費			58,401	
一般管理費計			280,429	74.9
営業損失			146,451	39.1
営業外収益				
受取利息			0	
その他営業外収益	*2		546	
営業外収益計			547	0.1
営業外費用				
支払利息			52	

為替差損			65	
その他営業外費用	*3		1,766	
営業外費用計			1,884	0.5
経常損失			147,788	39.5
特別損失				
固定資産廃棄損			130	
リース会計基準の適用に伴う影響額			147	
特別損失計			278	0.0
税引前中間純損失			148,067	39.5
法人税、住民税及び事業税			475	0.1
中間純損失			148,542	39.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

第10期（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主 資本 合計	
		資本準備金	資 本 剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
平成20年3月31日残高	1,030,000	250,000	250,000	486,693	486,693	793,306	793,306
中間会計期間中の変動額							
資本準備金の取崩（欠損 填補）		250,000	250,000	250,000	250,000	—	—
中 間 純 損 失				148,542	148,542	148,542	148,542
中間会計期間中の変動額合 計	—	250,000	250,000	101,457	101,457	148,542	148,542
平成20年9月30日残高	1,030,000	—	—	385,235	385,235	644,764	644,764

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	第 1 0 期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
-----	--

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 リース資産を除いて定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 これによる損益への影響は軽微であります。また、中間財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,874千円、流動負債が549千円、固定負債が1,427千円増加しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第10期中間会計期間末 (平成20年9月30日)									
*1 固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。 (1) 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>9,634千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,473千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>1,114千円</td></tr> </table> (2) 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>3,861千円</td></tr> </table>	建物附属設備	9,634千円	器具備品	5,473千円	リース資産	1,114千円	ソフトウェア	3,861千円	
建物附属設備	9,634千円								
器具備品	5,473千円								
リース資産	1,114千円								
ソフトウェア	3,861千円								

(中間損益計算書関係)

第10期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日)					
*1 固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>2,627千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>101千円</td></tr> </table> *2 その他営業外収益は、主に賃借料過剰請求による戻り額であります。 *3 その他営業外費用は、業務処理過誤により発生した費用であります。	有形固定資産	2,627千円	無形固定資産	101千円	
有形固定資産	2,627千円				
無形固定資産	101千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

第10期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,100	—	—	4,100
合 計	4,100	—	—	4,100

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） （借主側） リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第10期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月 30日)	
1株当たり純資産	157,259円73銭
1株当たり中間純損失	36,229円76銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算上の中間純損失	148,542千円
普通株式に係る中間純損失	148,542千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
期中平均株式数	4,100株

（重要な後発事象）

第10期中間会計期間
（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月 30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額（平成21年3月31日現在）

279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成21年3月31日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年3月31日現在)	事業の内容
日本アジア証券株式会社	4,000百万円	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
おきなわ証券株式会社	628百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
イーバンク銀行株式会社	54,997百万円	銀行法に基づき銀行業を営ん でいます。

(3)投資顧問会社

名称

アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド

資本金の額(平成21年3月31日現在)

146.97万シンガポールドル

事業の内容

内外の有価証券等に係る投資運用業およびその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいま
す。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

当ファンドの投資対象である「アジア・ダイナミック日本株マザーファンド」の運用について、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出しています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成20年11月25日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年11月25日

独立監査人の監査報告書

平成20年10月23日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダイナミック日本株ファンドの平成20年2月26日から平成20年8月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダイナミック日本株ファンドの平成20年8月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年6月20日開催の定時株主総会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダイナミック日本株ファンドの平成20年8月26日から平成21年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダイナミック日本株ファンドの平成21年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平

業務執行社員 公認会計士 久保隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月4日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 西 文 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽 本 修 平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。